

尼崎工業会 青年経営研究会運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、明日の地場産業を担う青年経営者、後継者、幹部の相互啓発、情報交換、連携を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、尼崎工業会青年経営研究会と称する。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の相互啓発並びに共同研究
- (2) 経営者団体並びに優良企業幹部との意見交換
- (3) 講師招聘による研究討議
- (4) 優良事業所の視察
- (5) 県外の青年経営者との懇談
- (6) その他

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同した次の事業所における満50歳以下（年度終了時点）の経営者、後継者、幹部で構成する。

但し、入会は役員会での承認を必要とする。

- (1) 尼崎工業会会員事業所
- (2) 尼崎工業会へ本会入会后一年以内に入会予定の事業所

但し、平成29年度以前に本会に入会し、尼崎工業会未入会の事業所については入会迄2年の猶予期間を設けるものとする。

2 特別会員として尼崎工業会関係団体及び機関は入会できるものとする。

(退会及び休会)

第5条 退会及び休会は、次に定めるものとする。

(1) 退 会

- ① 会員が死亡した時。
- ② あらかじめ退会の意思を本会に書面にて通知した者。
- ③ 事業年度内に会費の払込みが無き場合は、役員会での協議決定の上、退会とみなすことができる。

(2) 休 会

- ① 休会する意思を書面にて通知した者は、役員会での承認をもって休会とみなす。但し、休会を開始する月は役員会で休会承認をされた月とし、期間は事業年度内迄とする。

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会は次の役員をおく。

但し、特別会員は役員の対象外とする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会計監査 1名

(役員を選出)

第7条 本会の役員は、総会において、会員の中から選出し、総会での議を経て承認された者とする。

(役員職務)

第8条 役員職務は次に定めるものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、役員会で決定した事項の会務を執行する。
会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- (3) 幹事は、役員会で決定した事項の会務を執行する。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。

但し、再任を妨げない。

(出向者の指名)

第10条 総会において議長は、総会での議を経て会員の中から関係団体への出向者を指名することができる。
出向者は役員経験者及び同等の経験を持つ者とし、任期は出向先の任期に準拠する。

第4章 運 営

(会 議)

第11条 会議は、総会、正副会長会議、役員会、例会及び分科会とする。

(総 会)

第12条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とし、定時総会は毎年3月1日以降1ヶ月以内に会長がこれを召集する。

- 2 臨時総会の必要があるときは、役員会の議を経て会長がこれを召集する。

(総会の議決事項)

第13条 次の事項は、総会の承認議決を得なければならない。

但し、決議に当たっては会員の半数以上が出席し、出席会員の過半数で決するものとする。

可否同数の時は議長がこれを決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業方針・計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 出向者の指名
- (6) 分科会構成の決定

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、会長がその議長となる。

但し、会長が欠席の場合、副会長が議長となる。

(正副会長会議)

第15条 正副会長会議は、本会の運営に関し、必要に応じ会長が召集し、開催することができる

(役 員 会)

第16条 役員会は、事業計画案、予算案の作成、その他本会の運営に必要な諸案を審議決定するため、必要に応じ会長が召集し、開催する。

(例 会)

第17条 例会は、必要の都度開催し、会長が召集する。

(分 科 会)

第18条 本会の運営のため、分科会を設けることができる。

第5章 会計及び事業

(会計)

- 第19条 本会の運営に関する諸経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 会費及び会計については、別にこれを定める。
 - 3 事業会計については、尼崎工業会事務局が担当する。

(年度)

- 第20条 本会の会計及び事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第6章 雑 則

(その他)

- 第21条 この運営規則に定める事項のほか、本会の会務執行上、必要な事項は役員会の議を経て会長がこれを定める。

(事務局)

- 第22条 本会運営上の事務を円滑に推進するため、尼崎工業会に事務局を置く。

会 費 規 定

- 1 運営規則第19条2項に定める会費については、この規定に定めるところによる。
- 2 会費は次のとおりとする。
年 額 36,000円
- 3 会費は年度初めに納入する。
- 4 年度途中で入会した場合の会費は月割とし、退会した場合は、これを返還しない。
- 5 会費のほかに事業の内容等必要に応じ、臨時会費を徴収することがある。

慶 弔 規 定

第1条 この規定は、協同組合尼崎工業会・青年経営研究会に加入する会員（以下「会員」という。）の慶弔に関し、金品を贈与するため必要な事項を定めるものとする。

第2条 前条により金品を贈与するもの及び金品は次のとおりとする。

- 1 結婚祝金
会員が結婚した時 20,000円及び祝電
- 2 弔慰金
(イ) 会員が死亡した時 20,000円及び弔電、供花一基
(ロ) 会員の配偶者が死亡した時
10,000円及び弔電、供花一基
(ハ) 会員の子ならびに実父母が死亡した時
5,000円及び弔電、供花一基
- 3 出産祝金
会員に子が生まれた時 10,000円
- 4 疾病見舞金
会員が負傷し、又は疾病にかかり入院14日以上の時
5,000円以内
- 5 災害見舞金
火災等により会員の事業所又は住居に著しく損害を受けた時は、その損害の程度に応じ最高額20,000円以内の見舞金を贈与する。（但し、天災事変を除く）
- 6 卒業祝金
満50歳をもって当会を卒業となる会員 5,000円相当の金券

第3条 この規定に定めのない事項で特に必要と認められた慶弔に関しては、正副会長会議にて協議決定する。

第4条 この規定に基づき金品の贈与を受けた会員は、一般慣習による物品の返礼は一切行わない。

第5条 会員は、第2条及び第3条に該当事項が生じた時は直ちに事務局にその旨通知するものとする。

付 則 昭和59年2月8日 実施
平成17年3月18日 改正
平成21年3月24日 改正
平成23年3月28日 改正
平成26年3月6日 改正
平成27年3月19日 改正
平成28年3月18日 改正
平成29年3月22日 改正